

“公的個人認証サービス(電子証明書)の利用について”

平成 21 年 2 月 静岡市

1. 【セットアップ】 公的個人認証サービスポータルサイト(<http://www.jpki.go.jp/>)



にアクセスし、画面左にある「利用者クライアントソフト最新版簡単セットアップ」という赤ボタンをクリックし、表示される案内に従って利用者クライアントソフトのダウンロードとインストールを行ってください。

2. なお、使用できる IC カードリーダーライターについては画面中段の S T E P 3 に掲載されています。



3. また、よくある質問が画面下段に掲載されていますので、ご利用ください。



4. 現在、公的個人認証サービスは一部の行政手続きにのみ利用されており、全ての業務が電子申請できるわけではありません。静岡市の業務で公的個人認証が利用できるサービスは、地方税（法人市民税・固定資産税の償却資産）の電子申告（eLTAX）や納税貯蓄組合解散届などです。
5. 電子証明書の有効期間は3年ですが、結婚や引越等により住所や氏名、生年月日、性別が変更になった場合は電子証明書が失効となります。電子証明書を継続利用する場合は更新手続きが必要となります。また、電子証明書のパスワードの入力は5回連続で誤るとパスワードはロックされ、使用できなくなります。なお、パスワード（4～16文字）には数字とアルファベット（大文字、半角）が使用できます。
6. 本人の申請などにより、電子証明書の失効、パスワードの変更、パスワードの初期化、パスワードロックの解除、電子証明書の更新が可能です。また、ICカードの紛失・盗難の際は、速やかに各区の戸籍住民課へ届け出てください。

葵区戸籍住民課 (054-221-1061)
駿河区戸籍住民課 (054-287-8611)
清水区戸籍住民課 (054-354-2126)

(静岡市戸籍住民課 HP) http://www.city.shizuoka.jp/deps/kusei/koseki_index.html